

## 既存建築物に昇降機を設ける場合の確認申請の手続きについて

平素は、建築指導行政の推進にあたり格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。  
奈良県内では、既存建築物に昇降機を設ける場合の確認申請手続きを下記のとおりとします。

### 1. 確認申請手続きが必要な既存建築物

建築基準法第 6 条第 1 項第一号から第三号までに掲げる既存建築物に昇降機を設ける場合には、同項の規定による確認又は法第 18 条第 2 項の規定による通知を要する場合を除き、法第 87 条の 2 の規定に基づき確認等を要する。

### 2. 確認申請手続きが必要な工事

昇降機に関し法第 87 条の 2 に規定する「設ける場合」とは表のとおりとする。なお、昇降機の移設は、移設先において新設する場合として取り扱う。

表-1

エレベーター	(1) エレベーターを新設する場合
	(2) 既設のエレベーターを撤去・新設する場合 主要な支持部分 <sup>※1</sup> （全部又は一部）、籠（枠及び床板）、駆動装置（巻上機又は油圧パワーユニット等）及び制御盤を一括して取り替える場合
エスカレーター	(1) エスカレーターを新設する場合
	(2) 既設のエスカレーターを撤去・新設する場合 エスカレーターのトラス等（トラス又ははり）、踏段、駆動機及び制御盤を一括して取り替える場合
小荷物専用昇降機 <sup>※2</sup>	エレベーターに準じる

※1 令第 129 条の 4 第 1 項に規定する主要な支持部分をいう。

※2 出し入れ口の下端が、床面よりも 50 cm 以上高いもの（テーブルタイプ）は除く。

3. 昇降機の法第 87 条の 2 に基づく確認等は、令第 5 章の 4 第 2 節（昇降機）の全ての規定に適合しなければならない。

【注意】

- ① 本取扱いは、昇降機に関し法第 87 条の 2 に規定する「設ける場合」に該当する工事等の範囲及び同条に基づく確認等が適合しなければならない昇降機の規定の範囲についての取り扱いである。
- ② 既設のエレベーターに令第 129 条の 10 第 3 項に規定する安全装置のみを設ける場合は、1 の「設ける場合」に該当しない。
- ③ エスカレーターの既設のトラス等の内部に新たにトラス等を組み込み構造上一体的に主要な支持部分とする場合は、「トラス等を取り替える場合」に該当しない。

【適用事例】

・ 確認申請について（ロープ式エレベーターの場合）

部材		取替部材				
施工令第 129 条の 4 に定める主要な支持部分						
① いずれか	主索	○		○	○	
	主索の端部	○		○	○	
	支持ばり等	マシンビーム		○		
		ガイドレール				
頂部支持ばり						
② 両方	籠枠	○	○	○		
	籠床版	○	○	○	○	
③	巻上機	○	○	○	○	
④	制御盤	○	○		○	
確認申請が必要 (①+②+③+④)		必要	必要	不要	不要	